

(別表1) 大学入試センターが定める受験上の配慮事項(一部改変)

1 視覚に関する配慮事項

対象となる者	配慮する事項(審査の上許可される事項)				
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	左記以外で配慮する事項(例)
点字による教育を受けている者	点字解答 注2	1.5倍に延長	別室	・点字問題冊子 ・点字用解答用紙 ・下書き用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構 ・拡大文字問題冊子の配付(一般問題冊紙と併用) 注4 ・拡大鏡等の持参使用 注5 ・窓側の明るい座席を指定 ・照明器具の持参使用又は試験場側での準備
①良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者	文字解答 注3	1.3倍に延長	別室	・文字解答用紙	
②両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者					
③上記以外で、解答用紙にマークすることが困難な者 注1		延長なし			
上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者	_____				

注1 上記の表の③の欄に該当する者は、障害が試験時間延長(1.3倍)に該当する程度ではないが、一般の解答用紙にマークすることが困難であると認められる者です。

注2 出題も点字によります。また、解答に必要な点字器等は、志願者が持参してください。

注3 文字解答とは、文字解答用紙に受験者が選択肢の数字等を記入することにより解答する方法です。

注4 拡大文字問題冊子は、一般問題冊子と比べて、文字の拡大率が1.4倍(14ポイントのゴシック体)、面積倍率が2倍となっています。

注5 拡大鏡等には、弱視者用拡大テレビを含みます。

2 聴覚に関する配慮事項

対象となる者	配慮する事項(審査の上許可される事項)
①両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳士等の配置及び注意事項等の文書による伝達 注1 (両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者) ・注意事項等の文書による伝達 注1
②上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・座席を前列に指定 ・補聴器又は人工内耳の装用 注2

注1 注意事項等の文書による伝達とは、試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし、受験者に配付するものです。

注2 FM式携帯補聴器を装用する場合は、FM電波受信機能のスイッチを切って使用してください。

3 肢体不自由に関する配慮事項

対象となる者	配慮する事項(審査の上許可される事項)				
	解答方法	試験時間	試験室	試験室で配慮又は用意されるもの	左記以外で配慮する事項(例)
①体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者	チェック解答 注2	1.3倍に延長	別室	・チェック解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者の配置 注5 ・1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・洋式トイレ又は障害者用トイレに近い試験室で受験 ・特製机・椅子の持参使用又は試験場側での準備 注6 ・車椅子の持参使用 ・杖の持参使用 注7 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構
②両上肢の機能障害が著しい者		延長なし			
③上記以外で解答用紙にマークすることが困難な者 注1		延長なし			
体幹又は両上肢の機能障害が著しい者で、チェック解答が不可能な者	代筆解答 注3	1.3倍に延長 (科目によっては1.5倍に延長) 注4	別室	代筆者	
		延長なし			
上記以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする者	—————				

注1 上記の表の③の欄に該当する者は、障害が試験時間延長(1.3倍)に該当する程度ではないが、一般の解答用紙にマークすることが困難であると認められる者です。

注2 チェック解答とは、チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法です。

注3 代筆解答とは、受験者が問題番号と解答を口頭で伝え、代筆者が受験者に代わって解答用紙に記入する解答方法です。代筆解答に該当する者が解答手段として機器(音声出力による意思伝達装置、パソコン)の持参使用を希望する場合は、審査の上、使用方法を制限して許可することがあります。

注4 代筆解答で試験時間延長(1.3倍)に該当する者は、意思伝達に著しく時間を要すると認められる者です。

注5 介助者とは、特別支援学校の教諭等で、試験室において受験者の介助を行う者のことです。

注6 特製机・椅子の試験場側での準備を希望する場合は希望する特製机又は椅子の規格等をあらかじめ申し出てください

注7 杖の持参使用のみを申請する者は、医師の診断書は必要ありません。

4 病弱に関する配慮事項

対象となる者	配慮する事項(審査の上許可される事項)
慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	<ul style="list-style-type: none"> ・1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・杖の持参使用 注1 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・試験場への乗用車での入構 ・別室の設定 注2 ・トイレに近い試験室で受験 ・座席を試験室の出入口に近いところに指定

5 発達障害に関する配慮事項

対象となる者	配慮する事項(審査の上許可される事項)
	全ての科目において配慮する事項(例)
自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・試験時間の延長(1.3倍) ・チェック解答 注3 ・拡大文字問題冊子の配付(一般問題冊子と併用) 注4 ・注意事項等の文書による伝達 注5 ・別室の設定 注2 ・試験室入口までの付添者の同伴

6 その他の配慮事項

対象となる者	配慮する事項(審査の上許可される事項)
1～5の区分以外の方で配慮を必要とする者	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレに近い試験室で受験 ・座席を試験室の出入口に近いところに指定 ・別室の指定 注2

注1 杖の持参使用のみを希望する者は、医師の診断書は必要ありません。

注2 別室の設定を希望する者は、別室が必要な理由が明記された「医師の診断書(障害の区分に応じたもの)」を提出してください。

注3 チェック解答とは、チェック解答用紙に受験者が選択肢の数字等をチェックする解答方法です。

注4 拡大文字問題冊子は、一般問題冊子と比べて、文字の拡大率が1.4倍(14ポイントのゴシック体)、面積倍率が2倍となっています。

注5 注意事項等の文書による伝達とは、試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし、受験者に配付するものです。